

ふるさと田辺を応援してください！

～ふるさと田辺応援寄附金のご案内～

平成17年5月1日に5つの市町村(田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町)の合併により誕生した「田辺市」は、黒潮洗う田辺湾、緑豊かな紀伊山地とその山々を源とする大小の河川など、様々な自然の中で育まれた歴史や文化など多くの地域資源を有しています。

私たちは、これらを大切にしまちづくりを進めるとともに、貴重な財産として未来へと継承していきたいと考えています。こうした活動への温かいご支援をお待ちしています。

寄附金の活用方法



蟻の熊野詣

～世界遺産(熊野古道)関連事業～

世界遺産「熊野古道」の恒久的な保存に活用させていただきます。



地球にやさしいふるさと

～環境保全事業～

環境・森林保全やリサイクルなど循環型社会づくりに活用させていただきます。



あがらのまち

～ふるさとづくり事業～

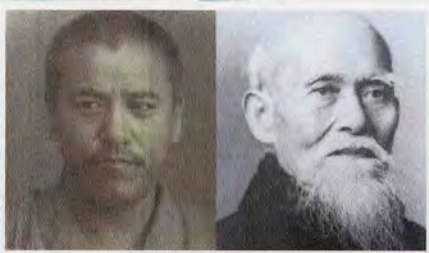
田辺・龍神・中辺路・大塔・本宮の各地域の活性化に活用させていただきます。



元気かい!ふるさとの父、母、友よ

～安心して、心豊かに暮らせるまちづくり事業～

子育て支援や学校教育、高齢者福祉の充実に活用させていただきます。



田辺にゆかりのある世界的偉人

～南方熊楠翁・植芝盛平翁顕彰事業～

翁の功績を讃えるための事業、資料の調査・研究に活用させていただきます。

詳しくは 田辺市ホームページ <http://www.city.tanabe.lg.jp/> 及び「ふるさと田辺応援寄附金」で検索していただくか、田辺市企画広報課(TEL 0739-26-9963)までお問い合わせください。

「ふるさと寄附金(ふるさと納税)」制度とは…

「ふるさとを大切にしたい」、「ふるさとを応援したい」という皆様の真摯な思いを形にさせていただくため、ふるさと自治体へ寄附をしていただくことにより、所得税や今お住まいになっている自治体の住民税が控除される制度(控除額には上限があります)のことで、「ふるさと納税」とも呼ばれています。

「ふるさと寄附金(ふるさと納税)」制度による寄附金税制について

ふるさと田辺応援寄附金(ふるさと納税)については、次の税控除を受けることができます。

1. 所得税(所得控除)

次のいずれか低い方の金額 - 2,000円 が所得から控除されます。

ア 寄附金の合計額 イ 年間所得金額の40%に相当する金額

2. 住民税(税額控除)

(地方公共団体に対する寄附金の合計額-2,000円)×10%と、次のいずれか低い方の金額の合計額が住民税額から控除されます。

ア (地方公共団体に対する寄附金の合計額-2,000円)×(90%-所得税の税率)

イ 住民税額(所得割額)の10%に相当する金額

※寄附者が法人の場合は、法人税額の算定上、寄附金を支出した事業年度で全額損金算入できます。

寄附の申出及び方法について

- 1 まず最初に寄附の申出をしていただきます。
申出方法は、田辺市ホームページ内の「ふるさと田辺応援寄附金」ページから直接申出していただく方法と、書類(寄附申出書)を提出していただく方法があります。

■納付書及び口座振込による寄附の場合

- 2 申出内容等を確認の後、寄附方法のご案内をお送りさせていただきます。

- 3 寄附方法のご案内に同封している納付書や口座情報に基づいて寄附金をお振込みください。

■現金書留又は持参による寄附の場合

- 3' 現金書留による寄附については、直接企画広報課まで寄附金をご送付ください。

持参による寄附については、市役所窓口(企画広報課及び各行政局総務課)で受け付けています。

- 4 入金確認後、確定申告時期までに「寄附を証明する書類」をお送りさせていただきます。
この書類をもとに所轄の税務署又はお住まいの市区町村で税の申告をしていただくと、当年度の所得税及び翌年度の住民税の控除を受けることができます。

- 5 皆様からの寄附金は、申出の際にご指定のあった各種事業に活用させていただきます。
また、その成果は、ホームページ等で適宜報告させていただきます。

